

橋本市告示第 85 号

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本ふるさと便事業補助金交付要綱(令和2年橋本市告示第132号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 前条第2項の規定による橋本ふるさと便事業指定事業者登録証明書を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、登録年度の2月末日までに、橋本ふるさと便事業補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、これを申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)~(6)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第5条 前条第2項の規定による橋本ふるさと便事業指定事業者登録証明書を受けた者で、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、登録年度の2月末日までに、橋本ふるさと便事業補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、これを申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市税の完納証明書</u></p> <p><u>(3)~(7)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前にその交付の決定がされた補助金の交付及び当該決定の取消し並びに当該取消しに係る補助金の返還に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) _____

(法人名) _____

氏名(代表者名) _____

誓約書兼同意書

私は、橋本ふるさと便事業の実施に当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、橋本ふるさと便事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽がないこと。
2. 橋本ふるさと便事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、適切に事業を行うこと。
3. 市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務がないこと。
なお、このことに関する税等の納入状況の調査を承諾します。
4. 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
5. 私は、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号(第 5 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所(所在地) _____

(法人名) _____

氏名(代表者名) _____

連絡先 _____

橋本ふるさと便事業補助金交付申請書兼請求書

橋本ふるさと便事業補助金について交付を受けたいので、橋本ふるさと便事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

登録番号	第 号
交付申請額	円
関係書類	(1) 運送会社からの請求書又は領収書の写し (2) 発送の詳細が分かる明細書の写し (3) 発送伝票の原本又は写し (4) 振込先の通帳の写し (5) 仕入れた農産物・加工品を販売する場合、当該商品が橋本市産であることを証明する書類 (6) その他市長が必要と認める書類

振込先口座

金融機関名		支店名	
区分	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。